長与町農業委員会会議録

令和４年１０月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和４年１０月農業委員会総会

１．日時　　令和４年１０月２５日（火）　　９時３０分から１１時３０分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１０名）

会長　　１番　水谷　勉

委員　　２番　渡邉　章三　　３番　原田　成信　　５番　永田　好紀

７番　原口　司　　８番　山本　忠典　　９番　益冨　雅彦

１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子　　１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（２名）

４番　崎山　光子　　６番　岡﨑　道子

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二　　８番　坂本　秀哉

６．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　１２番　原田　正利　　２番　渡邉　章三

第２　　第１号議案　長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について

第２号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　農地転用専決処分報告について

７．農業委員会事務局職員

事務局長　　山﨑　昇

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主事　　竹中　敦月

事務局　皆さんおはようございます。総会の開催に先立ち、報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。本日は、委員１２人中１０人の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は８人全員の出席でございます。

本日の欠席者は、４番　崎山　光子　委員、６番　岡﨑　道子　委員の２人です。

それでは、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願いいたします。

議長　それでは、令和４年１０月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会　総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名いたします。１２番　原田　正利　委員、２番　渡邉　章三　委員を指名いたします。

日程第２　本日は、第１号議案　長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取が２件。第２号議案　農地法第３条の規定による許可申請が２件。第３号議案　農用地利用集積計画が１件出ております。報告事項は、農地専決処分報告書の届出が１件です。

では、日程第２　提出された議案の審議に入ります。第１号議案　長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について、議案として２件出されております。

まずは、事務局からの説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について、説明いたします。

１件目は、嬉里・丸田の開発に伴い、整備計画内にある農用地を除外するものです。

第１号議案の１ページから４ページまでとなっております。

資料につきましては№１となります。

２件目は、岡地区の基盤整備に伴い、整備計画内にある農用地になっていない農地を農用地へ編入するものです。第１号議案の５ページから８ページまでとなっております。資料につきましては№２となります。

以上の２件が審議していただくものとなります。詳しい説明は産業振興課より行います。事務局からは以上です。

議長　続きまして、担当課である産業振興課より説明をお願いします。

産業振興課　産業振興課の小川です。

私から第１号議案について説明させていただきます。

第１号議案の１ページ目をご覧ください。

「長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について」

こちらは長与町が定める農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会へ意見を求めるものです。

今回は１１３・１１４の２件、編入と除外の１件ずつになります。

添付書類として、変更計画理由書、地番一覧、その他関係資料を添付しております。

２ページをご覧ください。

意見書といたしまして、

１．別紙計画変更について、農業振興上支障はない。

２．別紙計画変更について、農業振興上支障あり。

どちらかでご意見を頂戴します。

資料№.１をご覧ください。

それでは、変更番号１１３番の説明をいたします。除外の目的は、住宅用団地造成のため。

土地の表示ですが、全部で２９筆ございます。詳細は議案書４ページにありますので、１筆ずつの読み上げは省略させていただきます。合計として除外面積計２０，８１６㎡です。

続いて事業計画ですが、住宅用団地造成用地として整備を行います。

法第１３条第１項の変更理由ですが、こちらは事業計画と同じく住宅用団地造成のためとなります。

次に、法第１３条第２項の要件を満たすと判断する理由ですが、

①必要性：事業が必要と判断する理由

町の中心部にあり、学校とも近く、都市計画マスタープランにて課題とされている渋滞緩和・歩行者への安全確保へ寄与できる。

②規模の妥当性：土地の規模が妥当と判断する理由

必要最小限の規模を除外するものであり、妥当だと判断される。

③代替性：他に代替地がないと判断する理由

同程度の面積を確保できる地区で、地権者の合意見込みが当地区しかないため。

④農用地区域の集団化、農作業の効率化、総合的な利用上の支障がないと判断する理由

当該申出地については、農振農用地の外周部であるため、農用地区域の集団化、農作業の効率化、総合的な利用上の支障はない。

⑤認定農業者等に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと判断する理由

申出地の隣接地は認定農業者所有の農地であるが農振農用地の外周部であり、また隣接地権者からの許可もあるため、農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはない。

⑥土地改良施設の有する機能に支障がないと判断する理由

対象地外

⑦土地改良事業等が行われていない、または事業完了後８年を経過した土地であると判断する理由

対象地外

５番で、農業委員会の意見を本日頂戴いたしまして、その他に６番で、別途、農協様にも意見を聴取しているところです。

続いて資料の１ページをお開きください。変更箇所の表示図になります。赤色の斜線が入っている部分が、農振農用地で、黄色で表示している部分が、今回計画のために除外を行う部分になります。

続いて２ページが計画図、３ページが航空写真となります。以上で変更番号１１３の説明を終わります。

議長　説明が終わりましたが、１件目について、ご意見・質問はありませんか。
１０番　柳原　厚志　委員

１０番　はい。大型開発の団地ということで、除外する農用地部分が２０，８１６㎡と広い面積です。団地の予定戸数はどれくらいかお聞きしたいと思います。以上です。

議長　事務局から説明をお願いします。

事務局　開発区域の面積としては、当初の予定で、８３，３０１．４㎡になります。戸数として２１７戸を予定しております。以上です。

議長　１件目に関して、ご意見・ご質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それではこの１件目について、支障なしということで、異議のない方挙手をお願いいたします。

【挙手を確認・議長に報告】

全員一致で支障なしとして報告することに決定いたしました。
続いて２件目について産業振興課から説明をお願いします。

産業振興課　続きまして、変更番号１１４の説明をいたします。

資料№.２をご覧ください。

こちらは農用地への編入の申請になります。

申請の内容としましては、岡地区の基盤整備事業を行うにあたり、該当地区を法第１０条第３項第２号の要件に基づき、編入を行うものになります。

計画者の氏名は長与岡地区基盤整備事業推進委員会、会長（氏名）、住所は長与町岡郷（地番）。

土地の表示ですが、全部で１３筆ございます。詳細は議案書の８ページにありますので、１筆ずつの読み上げは省略させていただきます。合計として編入面積計１０，０２９㎡です。

現在の土地の利用状況として、主に果樹畑として利用されております。

続いて、事業計画ですが、県の事業である基盤整備事業を利用して、区画整理及び畑地灌漑をおこなうものになります。

こちらも、農業委員会の意見を本日頂戴いたしまして、別途、農協様にも意見を聴取しているところです。

資料の１ページをお開きください。変更箇所の表示図になります。黒枠で赤塗りされている部分が農用地編入予定地域になります。

続いて３ページが航空写真となります。現在の農用地を黄色、編入予定地を青色で表示しています。

以上で変更番号１１４の説明を終わります。

議長　産業振興課、もう一つこれに、全体面積と畑灌も含めて説明を加えてください。

産業振興課　はい、まず基盤整備の面積ですけども、場所につきましては、１ページの図面をご覧ください。まず満永地区の山側の部分と、中通地区の奥まった上のほうの山のほうと、あと前田川内の丸尾ため池から上のほうのところの３か所にまたがったところが基盤整備地区になります。全体の面積としまして約１１ヘクタールになります。工事費用、県の事業でございますけども約〇〇円の事業でございます。あわせて工事の概要としましては、農地の区画整理と、マルチドリップ方式、これが通常のかんがい用水と、防除用水と別に、マルチシートの下に給水管を這わせて、そこに１ミリ程度の穴を設けて、そこから肥料や防除用水等を、点滴のような方法をする事業になります。概略以上でございます。よろしくお願いします。

議長　はい、ありがとうございます。今産業振興課のほうから説明がありましたように、マルチドリップで、高品質のミカン畑をつくるという、全体１１ヘクタールのうち、１ヘクタールが農用地に入っていなかったということで、それが入らないと、国の補助、県の補助を受け

られないので、今回農用地への編入という形で、申請を出しております。これについてご意見、ご質問ありませんか。
８番　山本　忠典　委員。

８番　これだけ大きな面積になれば、今、後継者不足の話が出ていますが、この作場に対しての耕作者の確保というのは、もう計画されているでしょうか。それについてお伺いします。

議長　産業振興課、お願いします。

産業振興課　はい。入植者の数につきましては、約１０名担い手の方を設けております。本来でいけば、その地元の方、次世代の方が入られるのが理想的ですが、現状厳しい面がございまして、他の地区からの担い手の方を参集いたしまして、推進委員会を立ち上げて、推進をしてきている状況でございます。ですので、区画整理完成後は、そういった方が耕作者として入植して活動を始めるということでございます。以上です。

１番　この完成があと５年後ということで、担い手も若い人が全部入っています。年配の人は入れませんので、ほとんど６０歳未満の方が７名か８名おりますね。全部、大体４０～５０代が入っています。基本的に、最低１５年借りてするということですから、現役で働ける方でないと、国の補助、県の補助事業は出来ないという形ですので、全部若手が入っております。

８番　以前この計画の説明会に１回伺ったことがあって、そのとき、町からも何か補助金を出すような話は聞きましたが、どうでしょうか、国と県と町という形で話を１回聞いて、そのときに、町外の人の入植は断るといった話を聞きましたが、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

産業振興課　お答えします。町外の方の入植の話は、私自身が把握をしてないので、そこは確認をさせていただきたいと思います。それ以外の負担割合につきましては、国・県・町でございますけども、今現在、国が５５、県が２７．５、町が１０で、地元負担が、これが最終的にいろんな諸条件で戻ってきますけど、当初７．５％ということで、多分全部で１００になるかと思いますけども、そういう負担割合になっております。以上です。

１番

当初は、（地区名）の人が１人入っていましたが、長与町も補助を出すので、この方は外しております。それと今の地元負担について、中間管理事業であれば、その事業の入植者が負担なしでできる形があったんですけど、都合によってまた畑総でやるという形に戻りましたので、部会長には非常に心配をかけますけども、誰かが代表で資金を集めて、それをいろんなソフト事業で寄せて、７．５％、○○円なら、○○円をソフト事業で集めてくるということになります。

私のほうから５年と言いましたけども、産業振興課から、この後の経過をどうぞお願いします。

産業振興課

はい、今後の事業計画ですが、今年度、令和４年度に国への採択申請を行います。それが通りましたら、令和５年度４月より、現地の調査及び設計、換地計画等を、令和５年及び令和６年度の２か年で行いまして、その後に工事に入っていきます。工事の予定としましては３地区ございますので、満永地区の上のほうの姥懐地区のほうからする予定でございます。真ん中の中通の穴岩地区及び、前田川内の長谷谷地区、それぞれ１か年から２か年工事がかかりますので、実質、当初２年から最大で７～８年ほどかかるのではないかということで、予想されております。ただ今の事業計画の概要では、令和５年度から令和１１年度までという形では計画をしている状況でございます。以上です。

１番

これが計画から１０年かかるという非常に長期スパンで、スピード感がないという印象です。これは意見を取りまとめるまでに時間が非常に長くかかったということがあります。中間管理事業による事業であれば、この半分ぐらいで多分いけるんじゃないかなと。中間管理機構が入りますと、貸借を全て公社のほうがやっていく、それから、完全に農地が出来上がって、耕作者に渡していくという、スピード感があります。今５ヘクタールが基準になっておりますけども、この５ヘクタールよりもう少し下げてできるのかなという部分も、今後検討課題になってくるのではないかなと。全国大会とか、県の農業会議の大会のときにはそういう意見も付してみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

２番

この編入ですね、なぜ今まで農用地に入ってなかったのか不思議でならない。昔のことは分からないと思うが、現担当としてはどう理解をしているか。

産業振興課

編入に関しましては、先ほど言いました県の事業で動いておりますので、県・町及び、地元メンバー及び農協さんと一緒に推進委員会で協議を行っている中で、この編入の手続につきましては、当初より、事業区域内に入ってないところについては、どこかのタイミングで、ということは、ずっと県のほうと打合せをしておりました。今の時期でも全然構わないというお話の中で、今の時期になったという経緯がございます。ですので、当初、区域内に

編入されてないところは把握していた状況でございますけども、時期的には、今の採択をされる時期でということで、県のほうと調整をしていたという状況でございます。以上です。

１番　渡邉委員の発言は、そういう意味ではなくて、どうしてこういう大型事業の大きな農地なのに、農振農用地に編入されていなかったのかという意味です。

産業振興課　すみません、そのあたりは理解しておりません。申し訳ありません。

１番　私も農用地に編入されていなかったことについては驚いたところですが、国や県の補助事業については、農振農用地でなければ、対象にはなりませんから、今回急遽入れるという形になっておりますので、ご理解いただければと思います。

２番　こういう地域が、おそらく他にもあると思うので、こういう機会にしっかりと調査をしたほうが良いと思います。それと、現在農用地に入っているが除外したいという意向調査はしていないのではないでしょうか。そういう意向をお持ちの方もいると思いますが、そこはどういうふうに判断されるかなというのでお尋ねをします。

産業振興課　はい、渡邉委員さんがおっしゃったように今後洗い出し等を含めて、研究検討をさせていただきたいと思います。

議長　ほかにご意見・ご質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それではこの２件目について、支障なしということで、異議のない方挙手をお願いいたします。

【挙手を確認・議長に報告】

全員一致で支障なしとして報告することに決定いたしました。
産業振興課は退席いただいて結構です。

【産業振興課職員　退席】

続いて、第２号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、を審議いたします。事務局から１件目の説明をお願いします。

事務局

それでは第２号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、説明いたします。
第２号議案の１ページをお開きください。資料につきましては№３をご覧ください。
整理番号　９
申請地　長与町斉藤郷（地番）。地目　畑。面積　６５４㎡。以下　７筆。
７筆合計４，５９６㎡です。
農地区分は、すべて、農用地区域内です。
申請者は、譲渡人が、時津町浜田郷（地番）、（譲渡人）さん。
譲受人が、時津町浜田郷（地番）、（譲受人）さん。
申請目的は、贈与による所有権移転です。
備考欄に記載している通り、譲渡人は病気のため耕作が困難であり、規模拡大を検討している譲受人へ贈与するものです。譲受人の耕作地は、時津町に７７９．５０㎡、労働力は３人です。市街化調整区域となります。
土地の所在を説明します。議案書の３ページをお願いします。図面の左側に（施設名）がございます。（施設名）の南側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、４ページ・５ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂本　謙二　推進委員

推進委員
７番

はい。１０月の１７日、月曜日、午後２時から現地の確認をいたしました。出席者は、水谷会長、山﨑局長、森係長、渡邉委員、それと、地権者である（譲渡人）さん、それと私、計６名で現地を確認いたしました。この土地は、緩やかな傾斜がついて、農作業はものすごくしやすい場所だと私は思っておりました。私も６年ぐらい前から農地調査をしています

が、最初の頃は、だんだん辞めていくような土地かなという感じを受けていました。しかし、３年ぐらい前から、ミカンの苗を少しずつつくり始めて、また復活してくるのかなと思っていたところです。備考の欄にあるように、前任者が病気をしていたためにこういうふうになったのかなと、理解いたしました。この弟さんがまたすぐ、その土地を農地として復活していただけるということで、地域としてはとても喜ばしいことだと思っております。特に問題はないと思います。以上です。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
２番　渡邉　章三　農業委員

２番　はい、今、坂本委員が言われたとおりですが、もう少し詳しく。資料のナンバー３を見ていただければ、これが現地を撮った写真です。広さが約４反ありまして、ここを耕作していくということです。この譲受人さんと譲渡人は兄弟です。お兄さんが病気のため、自分がしていかなければということで、３年ぐらい前からされています。ここは先ほどの図面の３ページのところを見ていただいて、申請地、別紙のとおり７筆と書いてありますが、そこの円の下のほうに道路が入っています。ここが現地ということで、畑は若干東向きの、少し傾斜がついています。場所的には１等地です。いいところで、譲り受ける以上はちゃんと耕作をしなさいと言ってきましたので、多分されると思います。もう３年ぐらい前からそういうふうに自分で草払い等も来ているので、別段問題ないと思います。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたし

ます。
続いて、事務局から２件目の説明をお願いします。

事務局　２件目です。
第２号議案の６ページをお開きください。資料につきましては№.４をご覧ください。

整理番号　１０
申請地　長与町嬉里郷（地番）。地目　畑。面積　８３４㎡です。
農地区分は、農用地区域外です。
申請者は、譲渡人が、長与町嬉里郷（地番）（譲渡人）さん。
譲受人が長与町吉無田郷（地番）、（譲受人）さん。
申請目的は、売買による所有権移転です。価格は〇〇円、１０ａあたりの単価は、〇〇円です。
備考欄に記載している通り、譲渡人は、高齢のため耕作が困難であり、譲受人が買い受けて耕作を行います。譲受人の耕作地は、２，７６８㎡、労働力は２人です。都市計画区域外となります。
土地の所在を説明します。議案書の７ページをお願いします。図面の中央に（施設名）がございます。（施設名）の南側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、８ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂口　勝利　推進委員

推進委員６番　１０月１７日、水谷会長、役場の方、私、そして、山本委員ですね、それと、その日はちょうど丸田から、増田推進委員と崎山委員がいらっしゃって、一緒に見て回りました。今までずっと耕作をされていましたが、高齢で、もう耕作しきれないということで、譲渡するという話です。現地は別に問題ないと思います。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
２番　渡邉　章三　委員

２番　はい。現地を見に行ったときに思いましたが、１号議案のすぐ下ですよね。譲受人は農業

だけされているのでしょうか。ここは都市計画区域外ですので、将来的に宅地にする可能性があるのではと思いますが、そこの見通しをお願いします。

事務局　はい、御指摘のとおり、ここの譲受人の方は、農業だけでなく、不動産業もされている方になります。現状としては、畑として活用するということで、私たちも聞いておりますので、それを信じてやっているところではございますが、委員御指摘のとおり、この開発が進むと、道路の横に位置する場所になるのではないかと、私たちも感じております。その後、宅地ができる可能性がないとは言えませんが、今、申請の中では、耕作をするということで、私たちもお聞きしておりますので、その旨で議案として上げております。以上です。

１番　この方も一応農家でありますので、３条で農地として取得しております。単価が高いと皆さん思われたと思いますが、そういうのも、ある意味見越しての農地だろうということで、ちょうど開発の道路が横に接続します。そういう立地のところです。

２番　現地を見て回っていますが、この土地の向こうには団地の構想があり、単価的にも普通、この価格で農地は売買が出来ないと思います。それで思ったのは、何か事業を計画されているのではないかと、聞いたところ不動産業ということであれば、将来的にはそういうこともあるかなと思います。しかし、駄目ということはありませんので、了解しました。

事務局　場所について、資料№.１の２枚目をご覧ください。左手側に赤色で塗られた場所が、今回の農用地除外の場所になります。その下側に向けて、道路が出ていますが、ここの右手側に位置しております。

議長　他にご意見・ご質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

ここで１０分ほど休憩を挟みます。

【１０分間休憩】

議長　それでは会議を再開いたします。第３号議案　農用地利用集積計画について審議いたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局　それでは第３号議案　農用地利用集積計画について、説明いたします。第３号議案をご準備ください。１ページから２ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。３ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、長与町本川内郷（地番）（借主）さん。

利用権を設定する者の氏名及び住所は、長与町平木場郷（地番）（貸主）さん。

利用権を設定する土地は３筆で、

本川内郷（地番）　地目　田　面積　１，５０６㎡。

三根郷（地番）　地目　田　面積　１，５１０㎡。

三根郷（地番）　地目　田　面積　１，８４０㎡。

３筆合計４，８５６㎡です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和４年１１月１日から令和９年１０月３１日までの５年間です。本川内郷（地番）は、平成２４年から借り入れをされており、今回３回目の更新となります。

三根郷（地番）、及び（地番）は、平成２５年から借り入れをされており、今回２回目の更新となります。年間の借賃は、１０ａあたり〇〇円です。

土地の所在を説明します。５ページをお開きください。本川内郷（地番）は、〇〇踏切の東側に位置した赤で表示してある場所が、申請地になります。

三根郷（地番）、及び（地番）は、〇〇踏切の西側に位置した赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っています。今回は、本川内郷と三根郷にまたがっておりますので、それぞれ説明をお願いします。まずは、本川内郷の推進委員さんから説明をお願いします。

永冨　義徳　推進委員

推進委員
１番

１７日、午前９時半から、水谷会長を初めとして、山﨑さん、森さん、益冨さんと私で現地を確認しました。ここは整備をされておられ、非常にいい場所です。（借主）さんも田を少し広げておられまして、機械もそろっておりますし、問題はないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。
９番　益冨　雅彦　委員

９番

今、永冨委員さんのほうから説明がございましたように、問題ないと思われます。ちょうど、稲刈りも済んだばかりのところに、行ったわけですけれども、継続で３回目ということでもございまして、別段問題ないと考えます。以上でございます。

議長

続きまして、三根・吉無田地区の推進委員さん、説明をお願いします。
田中　光夫　推進委員

推進委員
３番

１７日の午前１０時から、現地を確認しました。会長、事務局長、森さん、それと柳原さんと私の５人で確認しました。継続ということもあり、別に問題はないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。
１０番　柳原　厚志　委員

１０番

はい。（貸主）さんは高齢になられて、どうしても田を耕作することが出来ないということです。（借主）さんは専業農家の方で水稲の機械は全部持っております。別に問題はないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
これからは、報告事項に移ります。農地転用専決処分の報告書の届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、報告いたします。
まず、令和４年１０月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。
報告事項は農地専決処分報告書の届出が１件ございます。
報告事項の１ページをお開きください。資料につきましては№５をご覧ください。
１枚目に高田南土地区画整理事業の街区案内図、２枚目に現況写真と仮換地指定図となっておりますのでご参照ください。
農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。高田南土地区画整理事業の、住宅用地としての転用の届出、所有権移転の売買となっております。
１．当事者の氏名・住所・職業。
譲受人は、長与町高田郷（地番）（譲受人）さん
譲渡人は、横浜市（地番）（譲渡人）さん
２．土地の所在等。
届出の筆は１筆で、登記地目は畑です。
高田郷（地番）、面積４８２㎡。
高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、（街区番号）、面積２１１㎡、
４．申請日　令和４年１０月３日
５．専決処分の日　令和４年１０月７日
以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和４年１０月２５日　長与町農業委員会　事務局長　山﨑　昇　以上です。

議長　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ね無し】

以上で、報告事項を終わります。次に、行事報告を、事務局お願いします。

【この後、令和４年１０月の行事報告が行われた】

１１月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　１１月２５日（金）９時３０分からはいかがでしょうか。

【異議なし】

議長　以上をもちまして、長与町農業委員会１０月総会を閉会します。